

後期高齢者医療保険よりお知らせ

保険料額の通知書及び納付書を送付します

奈良県後期高齢者医療広域連合で保険料額が決定されましたので、7月中旬ごろに被保険者のみなさん宛に、保険料額の通知書及び納付書を送付します。

◎保険料の納付方法について・・・ ※納付方法は、通知書で必ずご確認ください。

- ・ 保険料は、原則として年金から徴収されます。(特別徴収)
- ・ 年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出された人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めます。(普通徴収)

◎後期高齢者医療保険料について

法律により、2年ごとに保険料率が改定されます。

令和4・5年度	均等割額 50,500円 所得割率 9.93%	賦課限度額 660,000円
---------	----------------------------	----------------

◎保険料の均等割額軽減割合の基準額が変更されました

軽減割合 令和5年度(本則)	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額 ^{*1}
7割	43万円(基礎控除額) +「10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*2} -1)」を超えない世帯
5割	43万円(基礎控除額) + 「29万円×世帯の被保険者数」 +「10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*2} -1)」を超えない世帯
2割	43万円(基礎控除額) + 「53.5万円×世帯の被保険者数」 +「10万円×(年金・給与所得者の数 ^{*2} -1)」を超えない世帯

- ・ 令和5年度から、2割軽減および5割軽減の基準額が変更となりました。
- ・ 65歳以上(令和5年1月1日時点)の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- ・ 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。
- ※1軽減の基準となる「10万円×(年金・給与所得者の数^{*2}-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に年金・給与所得者が2人以上いる場合に計算します。
- ※2以下のいずれかの条件を満たす人のことを指します。
 - ・ 給与収入が55万円超の人
 - ・ 令和5年1月1日時点で65歳以上かつ公的年金等の収入金額が125万円超の人
 - ・ 令和5年1月1日時点で65歳未満かつ公的年金等の収入金額が60万円超の人

保険証を年度更新します

8月1日からご使用いただく新しい「保険証」は、7月中旬頃から7月末日までに簡易書留で配達されます。受取には署名か捺印が必要です。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について

すでに認定証をお持ちの人で、8月以降も該当となる場合は、新しい認定証を7月下旬に普通郵便で郵送します。

◎有効期限が切れた保険証や認定証は、市役所1階24番窓口へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分していただきますようお願いいたします。

問合せ = 保険年金課 医療係(内線327・328)



有効期限が「令和6年7月31日」
となっていますので、確認してください